

(2) 水温の状況

水温、塩分の水平及び鉛直分布並びに取放水口近傍の定点における水温変化を調査する。

(3) 底質の状況

ア 調査項目は、対象事業の種類、規模及び事業特性並びに対象水域の特性等を考慮し、表7-8に示す項目から適切に選定する。

表7-8 調査項目として選定を検討する水質汚濁物質

区 分	物 質 等
「底質の暫定除去基準」(昭和50年環水管第119号)	総水銀、PCB
環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき公共用水域における水質の汚濁に係る環境基準が設定されている項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類
その他の項目	水素イオン濃度、化学的酸素要求量、硫化物、全窒素、全磷等

イ 水底の泥土の状況

調査項目は、対象事業の種類、規模及び事業特性並びに対象水域の特性等を考慮し、強熱減量、粒度組成、含水率等の項目から適切に選定する。

(4) 水象の状況

水質及び底質に係る調査項目としては、事業特性、地域及び水域の特性を踏まえて、適切に選定する。

水温に係る調査項目としては、流向及び流速、流れの周期性、拡散係数、恒流成分等を調査する。

(5) その他必要な情報

その他必要な情報としては、事業特性、地域及び水域の特性を踏まえて、環境関係法令等による基準等を調査するほか、次に掲げる情報など必要な情報について調査する。

- 取水の状況(取水の位置、規模、期間、用途等)
- 漁業権の設定状況
- 航路の指定等水域の利用状況
- 下水道の終末処理場、工場・事業場等の分布状況
- 大規模発生源の排出状況(排出口の位置、排出水の水質及び水量等)
- 気象は、最寄りの気象官署等の観測資料により気温、湿度、風向、風速などの項目について調査する。
- 一般海象状況は、最寄りの検潮所等の観測資料により潮位、波浪などの項目について調査する。
- 流入河川の影響が考えられる場合は、河川流量等
- その他

周辺に廃棄物最終処分場が存在する場合又は過去に存在した場合は、廃棄物の種類、埋立ての時期及び閉鎖後の土地利用状況等についても把握する。

また、対象事業の発生源の状況を含めて、調査地域に上流等から流入する対象事業以外のバックグラウンド汚濁負荷量を把握するため、対象事業以外の主要な

発生源の種類、位置及び規模並びに排出する水質汚濁物質の種類及び量等を可能な限り調査する。

3 調査の基本的な手法

(1) 水質の状況

現地調査で水質に係る測定を実施する場合は、

- 「水質調査手法」（昭和46年9月30日付け環水管第30号環境庁水質保全局長通知）
 - 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月環境庁告示第59号）
 - 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月環境庁告示第68号）
 - 「排出基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年9月環境庁告示第64号）
- 等で定められた調査方法によって行う。

(2) 水温の状況

文献その他の資料は、国又は県若しくは関係する市町村が有する水温・塩分に関する文献その他の資料により、調査する。

現地調査は、水温の水平及び鉛直分布調査と定点での連続測定を行う。

水平及び鉛直分布調査については、曳航式水温塩分計等により、深度別の水温及び塩分を連続して測定する方法及び調査点に停船して可搬型水温塩分計（CSTD等）により深度別の水温、塩分を測定する方法等があり、海域の実態に応じて適切な方法により調査する。また、定点水温連続測定については、サーミスター水温計等をブイ式により垂下する方法又は観測柱に固定する方法等により測定する。

なお、対象事業地点近傍で水温連続記録又はそれに代わるデータが得られる場合は、これを使用することにより現地調査の結果を利用してもよい。

調査の結果は、次のように整理し、まとめる。

- 調査位置図
- 水温、塩分水平分布図（季節別、深度別）
- 水温、塩分鉛直分布図（季節別、調査点別）
- 取放水口近傍における水温変化図

定点水温連続測定結果に基づいて、月別平均水温、月別最高気温及び月別最低気温について記載する。

(3) 底質の状況

底質の状況は、文献その他の資料及び現地調査に基づいて、過去5年間程度の経年変化並びに規制基準等の適合状況を取りまとめる。

現地調査で底質に係る測定を実施する場合には、

- 「底質調査手法」（昭和50年10月28日付け環水管第102号環境庁水質保全局長通知）
- 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第14号）
- 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月環境庁告示第68号）

等で定められた測定方法によって行う。

(4) 流況調査